

全国健康保険協会業績評価シート (令和元年度)

3. 船員保険

令和2年9月24日



全国健康保険協会
船員保険

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 保険給付等の業務の適正な実施

事業計画

- 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付等を正確かつ迅速に実施した。
- 被保険者及び船舶所有者に対して、療養補償の適正な受診について周知した。
- 事業計画に記載の事項について着実に実施したことから、自己評価は「B」とする。
なお、実地調査を必要とする申請はなかった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 保険給付等の業務の適正な実施

【事業計画の達成状況】

i) 現金給付に関する適切な審査の実施(事業報告書 P14)

○ 元年度の審査総件数14,403件※のうち、担当医師に443件、審査医師に19件の照会等を行い、支給要件を満たしていないと判断した申請は6件だった。 ※柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費を除く。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査(事業報告書 P14)

○ 適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしているが、元年度においては調査を必要とする申請はなかった。

iii) 下船後の療養補償に関する周知(事業報告書 P14~15)

○ 傷病が制度の対象となるかどうか、質問に沿って確認できるフローチャートを作成して船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等に掲載し、適正利用の促進を図った。

療養補償証明書が船員保険部に未提出の場合には、船舶所有者への督促及び医療機関等への確認を行うこととしており、元年度は船舶所有者に565件の督促、医療機関等に592件の確認を行った。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 効果的なレセプト点検の推進

事業計画

- 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。
【KPI】
- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上(0.35%以上)とする
(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷船員保険の医療費総額

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S: 令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A: 計画を上回る成果を得ている
B: 計画を概ね達成している C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

○ 令和元年度のKPIの実績: 査定率 0.30%

【自己評価の理由】

- 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を2,592件(前年度2,703件)実施し、加入者1人当たりの資格点検効果額は、2,198円(対前年度比20円減)となった。
- 外傷点検については、負傷原因照会の基準を見直し、886件(前年度441件)実施した結果、加入者1人当たりの外傷点検効果額は312円(対前年度比54円増)へ向上した。
- 内容点検については外部委託により実施したが、加入者1人当たりの内容点検効果額は70円(対前年度比32円減)となった。なお、委託費用を上回る内容点検効果額(費用対効果額 約6百万円)とすることができた。

<内容点検効果額>	平成30年度		元年度
総額	約12百万円	⇒	約8百万円
加入者1人当たり	102円	⇒	70円
<外部委託費用>	約4百万円	⇒	約2百万円

- 支払基金との合算した査定率は0.30%となり、KPIを達成できなかった。

<査定率> 平成30年度 元年度

0.35% ⇒ 0.30%

※ 次年度は外部事業者が査定率向上に積極的に取り組むよう委託契約内容を見直し、査定率に応じて委託費を支払うこととした。

- 以上により、KPIは達成できなかったが、①加入者一人当たりの外傷点検効果額は対前年度比54円増となったこと、②内容点検は外部委託費用を上回る点検効果額が得られたことから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 効果的なレセプト点検の推進

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P16～17)

【単位：百万円】

	28年度	29年度	30年度	元年度	増減
加入者全体の内容点検効果額	73	68	67	59	▲8
船員保険再審査	11	9	12	8	▲4
支払基金一次審査	61	60	55	50	▲4
診療報酬請求金額*1	19,712	19,544	19,127	19,460	+333
請求金額に対する査定効果額割合	0.37%	0.35%	0.35%	0.30%	▲0.05%

※1 支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用している。

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合がある。

【加入者1人当たり点検効果額】

【単位：円】

	28年度	29年度	30年度	元年度
内容点検*2	93	72	102	70
資格点検	2,548	2,296	2,218	2,198
外傷点検	228	269	258	312

※2 保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定した金額を集計したもの。

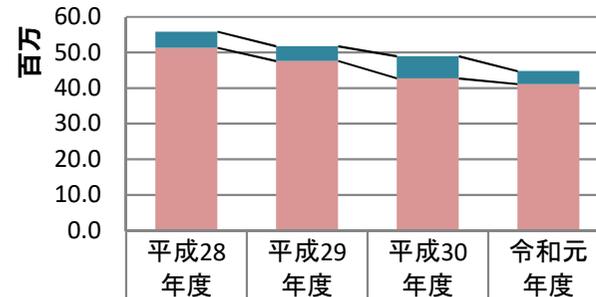
全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

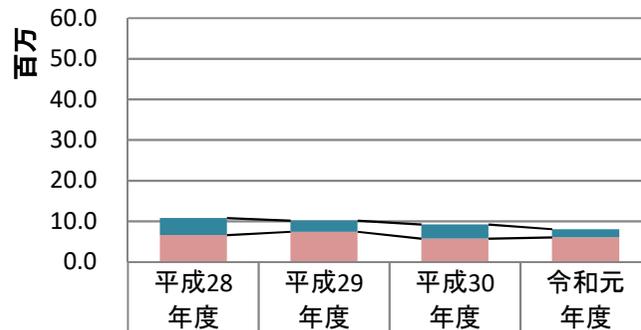
② 効果的なレセプト点検の推進

単月点検



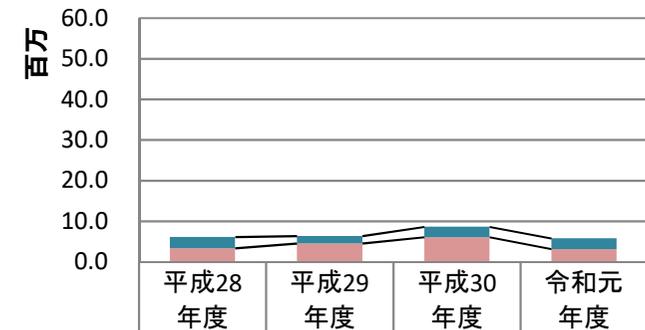
■ 船員保険再審査(円)	4,507,750	4,075,470	6,194,360	3,670,610
■ 支払基金一次審査(円)	51,311,430	47,615,450	42,699,880	41,090,420

突合点検



■ 船員保険再審査(円)	4,163,250	2,762,430	3,515,940	2,046,750
■ 支払基金一次審査(円)	6,643,590	7,416,540	5,733,880	6,021,240

縦覧点検



■ 船員保険再審査(円)	2,727,920	1,811,690	2,576,940	2,634,620
■ 支払基金一次審査(円)	3,391,360	4,533,140	6,075,630	3,150,680

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業計画

- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

【KPI】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下(0.87%以下)とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

- 令和元年度のKPIの実績: 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合 0.81% (達成)

【自己評価の理由】

- 多部位かつ頻回の施術が行われている申請について文書照会を強化した結果、照会件数は1,104件(対前年度比338件増)増加した。
- 長期受診となっている申請についても引き続き文書照会を実施した。
- **文書照会の強化により、0.81%となりKPIを達成し前年度を0.06ポイント下回ることができた。**
平成30年度 元年度
0.87% ⇒ 0.81%
- その結果、申請件数は31,829件と約3.2%減少し、支払総額についても約3.7%減少した。
- 以上、①文書照会の強化によりKPIを達成したこと、②申請件数及び支払総額についても減少したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P18)

照会件数	回答件数 (令和2年5月末時点)	回答率	申請件数	支払総額
1,104件(766件)	743件	約67.3%	31,829件(32,877件)	約130百万円(約135百万円)

- 1年以上の長期受診の施術の申請割合は平成30年度を1.00ポイント上回り、7.88%となった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

事業計画

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 受領委任制度導入に伴い、再同意の確認を徹底するとともに、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行った。
- 以上、①受領委任制度導入に伴い、再同意の確認を徹底したこと、②担当医師への照会や審査医師に意見を求めるなど審査強化を着実に実施したことから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P18)

- 関係団体の機関誌等に広報を掲載して制度の周知を行うとともに、給付の適正化を図るため、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底した。申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師への意見照会を行い、元年度の審査総件数833件のうち、支給要件を満たしていないと判断した申請は8件だった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

【KPI】

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上(89.0%以上)とする
- 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上(56.95%以上)とする
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下(0.071%以下)とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

- 令和元年度のKPIの実績:保険証回収率 89.1%、返納金債権回収率 64.00%、資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.084%

【自己評価の理由】

- 保険証未回収者に対し、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。
- 文書等による納付催告、裁判所へ督促を申し立てる支払督促により、**発生した債権の回収額は約93百万円(対前年度比約4百万円増)**となった。
- **KPIは、2項目について達成した。**

	平成30年度		元年度
・資格喪失後1か月以内の保険証回収率	89.0%	⇒	89.1%(達成)
・返納金債権の回収率	56.95%	⇒	64.00%(達成)
・医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	0.071%	⇒	0.084%(未達成)

- 以上、①KPI 2項目について達成したこと、②債権回収額も対前年度比約4百万円増となったことから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業計画の達成状況】

i) 保険証回収の強化(事業報告書 P18)

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行うとともに、回収率の低い船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に電話や訪問で保険証の早期回収についての依頼を行った。その結果、資格喪失後1か月以内の保険証回収率は平成30年度を0.1ポイント上回る89.1%となった。
- 元年度中に資格喪失した方の2年5月末時点の保険証回収率は、95.8%となった。
- このような取組を行ったが、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は平成30年度を0.013ポイント上回る0.084%となった。

ii) 返納金債権等の早期かつ確実な回収(事業報告書 P18～19)

- 発生した債権について、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施するとともに、催告後も納付が確認できない高額債務者(債権額5万円以上)に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行った。

【(返納金債権に関する実績)】

【単位:百万円】

	29年度	30年度	元年度
調定額(過年度分を含む。以下同様)	319	247	236
収納額	86	89	93
: 保険者間調整による収納額(再掲)	7	2	2
欠損額	69	20	0
債権残高(年度末現在)	163	138	142
当年度発生債権の収納率	83.0%	80.2%	87.3%
支払督促実施件数	11件	15件	16件

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額(年度末時点)の割合。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

○ 資格喪失後受診に係る返納金債権については、定期的な催告の実施、催告文書の内容の一部変更や、催告送付時の封筒に催告の表示をするなどの工夫をした結果、回収率は64.0%となった。

【返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)に関する実績】

【単位:百万円】

	29年度	30年度	元年度
調定額 (当年度分のみ。以下同様)	17	13	16
収納額	11	8	10
: 保険者間調整による収納額 (再掲)	5	1	1
当年度発生債権の収納率	64.1%	57.0%	64.0%

※「保険者間調整」とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、船員保険と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法。

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額(年度末時点)の割合。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- 職務外給付は、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)

【KPI】

- サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 保険証の3営業日以内の発行を100%とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

- 令和元年度のKPIの実績: サービススタンダード達成状況 100%、保険証の3営業日以内発行 100%

【自己評価の理由】

- お客様満足度調査においていただいたご意見を踏まえ、申請書様式の見直しの検討(2年5月に変更)、限度額適用認定申請書を設置している医療機関名をホームページに掲載、チラシ等をホームページから印刷できるようにするなどの改善を行った。
- KPIについては、2項目とも達成した。
 - ・サービススタンダードの達成状況: 100%(達成)
 - ・保険証の3営業日以内の発行 : 100%(達成)
- 以上、①職務外給付及び保険証交付のサービススタンダードのKPIを達成したこと、②満足度調査においていただいたご意見に対する改善を着実にやっていることから、自己評価は「A」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ サービス向上のための取組

【事業計画の達成状況】

i) お客様満足度調査の実施(事業報告書 P19～20)

- 疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、保養所の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施した。

【元年度お客様満足度調査※1結果】

	29年度	30年度	元年度
保険証を送付した疾病任意継続の方	77.6%	75.3%	77.6%
傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方※2	89.1%	89.8%	91.2%
限度額適用認定証を送付した方※3	-	-	94.4%
保養所の利用申込をした方※3	-	-	98.2%

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0(不満)～5(満足)までの6肢から選択し、そのうち3～5のいずれかと回答した方の割合。

※2 平成30年度以前と元年度では質問内容が異なるため、平成30年度以前の満足度については「サービス全体としての満足度」の結果を記載している。

※3 限度額適用認定証を送付した方、保養所の利用申込をした方については、元年度に初めて実施。

※4 回収率は約15.2%(送付数6,666名、回答数1,013名)

- お客様満足度調査においていただいたご意見を踏まえ、以下の対応を行った。

ご意見	対応
疾病任意継続被保険者の保険証が手元に届くまでの日数を短縮してほしい	8月から退職証明書などの退職日が確認できる書類を資格取得申出書に添付することで日本年金機構からの資格情報を待つことなく保険証の発行が可能となったことを周知した
傷病手当金の手続きが煩雑でわかりにくい	事務説明会を全国5会場で開催し、制度や手続方法、返戻の多い事例について説明した
保養所の利用にあたっての手続きを簡素化してほしい	2年度のできるだけ早い時期に、船員保険のホームページで申込みが完結できるよう検討した
30年度以前にいただいたご意見	申請書様式の見直しの検討(2年5月に変更)、限度額適用認定申請書を設置している医療機関名をホームページに掲載、チラシ等をホームページから印刷できるようにした

ii) サービススタンダードの達成(事業報告書 P20)

- 職務外給付のサービススタンダードについて、年度を通じた達成率は100%(平均所要日数は6.79日)
- 保険証発行のサービススタンダードについて、年度を通じた達成率は100%(平均所要日数は2.00日(疾病任意継続被保険者は2.20日))

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 高額療養費制度の周知

事業計画

- 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

【KPI】

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

- 令和元年度のKPIの実績: 限度額適用認定証使用割合 80.3%

【自己評価の理由】

- 限度額適用認定証の広報の積極的実施、医療機関の窓口への申請書の設置の働きかけなど、**限度額適用認定証の更なる利用促進を図ったことによりKPIは80.3%となり達成することができた。**
- 限度額適用認定証の交付枚数は4,658枚(対前年度261枚増)と5.9%増加した。
- 高額療養費が未申請の方に対し、2,325件の申請勧奨を行った。
- 以上、限度額適用認定証の更なる利用促進を図ったことによりKPIを達成したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P20～21)

- 限度額適用認定証の説明のためのチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書やジェネリック医薬品軽減額通知、医療費のお知らせに同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただいた。
- 限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組を進め、元年度は新たに46の医療機関の窓口を設置していただき、2年3月末時点の設置医療機関数の累計は76医療機関となった。(医療機関に設置された申請書を使用した申請は元年度累計で206件)
- このような取組の結果、元年度の限度額適用認定証の交付枚数は4,658枚となり、平成30年度と比較して261枚増加した。限度額適用認定証の使用割合は、平成30年度を4.4ポイント上回り80.3%となった。
- 高額療養費が未申請の方に対して2,325件の申請勧奨を実施した結果、2年5月末時点で1,751件の提出があり、提出率は平成30年度を0.3ポイント上回る75.3%となった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

事業計画

- 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 厚生労働省からのデータの提供を基に、休業手当金等の申請勧奨を実施した。また、他の申請と比較して低い傾向にある休業手当金の申請率向上のため、元年12月からは添付書類を省略できるようご案内した。

	勧奨件数	申請率<令和2年5月末時点>
休業手当金	238件(266件)	65.1%(65.4%)
障害年金等・遺族年金等	114件(101件)	86.4%(88.4%)
休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金	337件(343件)	
経過的特別支給金	49件(38件)	

※()内は30年度実績

- 事業計画に記載の事項について着実に実施したことから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P22～23)

【上乗せ給付等の申請勧奨実績※】

【単位:件】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
休業手当金	653	286	251	266	238
障害年金等	134	108	84	98	105
遺族年金等	7	8	13	3	9
休業特別支給金	408	402	300	317	307
障害特別支給金	33	33	25	22	26
遺族特別支給金	10	4	12	4	4
経過的特別支給金 (障害)	48	41	40	29	44
経過的特別支給金 (遺族)	10	4	15	9	5

【特別支給金の支給実績】

【単位:件、百万円】

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
休業特別支給金	件数	583	539	517	526	478
	金額	101	92	66	56	64
障害特別支給金	件数	75	79	110	123	134
	金額	27	23	27	22	35
遺族特別支給金	件数	175	200	220	331	353
	金額	20	18	29	18	18
経過的特別支給金 (障害)	件数	48	39	44	24	42
	金額	18	22	27	20	22
経過的特別支給金 (遺族)	件数	11	2	18	10	4
	金額	32	3	52	26	12

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注3)この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約112百万円の支払いを行った。

※ 厚生労働省から、毎月、申請勧奨及び支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受けているが、22年1月から24年8月までの間における受給者情報については26年6月に一括で提供を受け、27年8月までに勧奨したことから、27年度の申請勧奨件数は、28年度以降と比較して多い。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 被扶養者資格の再確認

事業計画

- 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

【KPI】

- 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上(94.1%以上)とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

- 令和元年度のKPIの実績:確認書提出率 91.4%

【自己評価の理由】

- 実施に当たっては、事前に船舶所有者へ周知案内のチラシを送付したほか、届出のない船舶所有者に対する督促等を行った。
- KPIについては、91.4%となり、達成できなかった。
- KPIは達成できなかったが、対象者を全被扶養者へ拡大し船舶所有者の事務負担が増加した中で9割の提出があったことから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P23)

- 対象船舶所有者3,619に対し、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合に資格喪失の届出が未提出(二重加入)となっていないか、被扶養者資格の再確認を重点的に実施した。
- 船舶所有者に対する督促等を行ったが、提出率は平成30年度を2.7ポイント下回る91.4%となった。153人の被扶養者については、資格喪失の届出が未提出であり、このうち、11名の資格がない方に対して保険給付が行われていたことが確認できたほか、高齢者医療制度への納付金等約2百万円の削減ができた。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 福祉事業の着実な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 保養事業については、加入者や船舶所有者向けの広報チラシ、ホームページ、「船員保険のご案内」、日本海事新聞の広告欄にも掲載するなどの広報を行った。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、元年度、新たに株式会社JTBと契約を行い、利用できる店舗数を大幅に拡大した。(旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数1,704泊(対前年度160泊増))
- 以上、①無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施したこと、②旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について着実な進展がみられることから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 福祉事業の着実な実施

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P23～24)

【福祉事業の実績】

		29年度	30年度	元年度	前年度比
無線医療助言事業（通信数）		980	1,060	1,140	80
横浜保土ヶ谷中央病院		793	741	762	21
東京高輪病院		187	319	378	59
洋上救急医療援護事業	出動件数	29	21	26	5
保養事業	利用宿泊数	12,134	12,556	12,301	▲255※
	入浴利用数	19,449	18,395	18,673	278
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,388	1,587	2,010	423
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	771	938	1,040	102
	利用宿泊数	1,073	1,544	1,704	160

※台風の影響などによるもの

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 健全な財政運営

事業計画

- 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

自己評価 : B

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S: 令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A: 計画を上回る成果を得ている

B: 計画を概ね達成している C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【自己評価の理由】

- 2025年度までの黒字基調の中期的収支見通しのもとにおいて、被保険者数や平均標準報酬月額の今後の動向等を勘案し、保険料率を設定した。(元年度と同率)
- 船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。
- 以上、①中長期的な視点から保険料率の設定を行ったこと、②財政状況等について適切に加入者や船舶所有者に情報発信を行ったことから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑪ 健全な財政運営

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P24～29)

1) 疾病保険料率について

○ 疾病部門の財政収支については、現行の保険料率(10.10%)を据え置いた場合の2年度の収支見込みでは被保険者数0.3%増(57,730人)、平均標準報酬月額0.7%増(426,290円)、加入者一人当たり医療給付費2.1%増(147,140円)と推計した結果、単年度収支は約53億円の黒字が見込まれた。また、中期的収支見通しでも年々黒字額は縮小するものの、7年度までは継続して黒字が見込まれた。

○ 疾病部門の財政状況は現時点では比較的安定しているといえるが、事務局から、

- ① 被保険者数は、平成27年度以降は対前年度比で微増となっているが、漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いている。汽船等の被保険者数についても、近年は若干の増加傾向で推移しているが、今後は労働人口全体が減少すると見込まれている状況であり注視が必要であること
- ② 平均標準報酬月額は、平成23年度以降は対前年度比で増加傾向にあった漁船の平均標準報酬月額が、平成30年度より横ばいになり、令和1年度より減少傾向に転じた。汽船等の平均標準報酬月額については若干の増加傾向で推移しているが注視が必要であること
- ③ 医療費は医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等により、今後、増加していくことが想定され、船員保険においても同様と考えられること

を留意事項として説明し、中長期的に慎重な財政運営を図るとの観点から、2年度の保険料率は元年度と同率で据え置くこととした。

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考
収 入	保険料収入	30,991	31,324	31,542	疾病保険料率: 9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国庫補助等 雑収入等	2,941	2,941	2,941	
	準備金戻入	70	122	94	
	計	1,616	1,627	1,639	被保険者負担軽減分: 0.5%
		35,618	36,014	36,216	
支 出	保険給付費	19,960	20,255	20,424	
	前期高齢者納付金	3,099	2,865	2,857	【2020年度(令和2年度)基礎係数】
	後期高齢者支援金	6,871	7,081	7,207	被保険者数 57,485人(▲0.1%) ^{※1}
	退職者給付提出金	68	18	0	加入者数 117,495人(▲1.2%)
	病床転換支援金	0	0	0	平均標準報酬月額 425,581円(0.6%) ^{※2}
	保険給付等業務経費	52	92	88	加入者1人当たり医療給付費 148,217円(1.8%)
	レセプト業務経費	13	20	21	
	その他業務経費	15	41	39	
	一般管理費	485	652	598	
	雑支出等	112	101	107	※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。
	計	30,675	31,126	31,340	※2: ()内は対前年度比
単年度収支差		4,942	4,887	4,876	
準備金残高		32,612	35,873	39,110	
被保険者保険料負担軽減分		8,590	6,963	5,324	
被保険者保険料負担軽減分を除く		24,022	28,910	33,786	

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑪ 健全な財政運営

2) 災害保健福祉保険料率について

○ 災害保健福祉保険部門の財政収支については、現行の保険料率(1.05%)を据え置いた場合の2年度の収支見込みでは単年度収支が均衡するが、中期的収支見通しでは毎年赤字が見込まれた。

○ しかしながら、災害保健福祉保険部門については一定の準備金を保有しており、当面は準備金を取り崩して財政運営していくことが可能であることから、2年度の保険料率は元年度と同率で据え置くこととした。

3) 介護保険料率について

○ 介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっている。その結果、2年度の介護保険料率は1.77%(元年度より0.16%増加)と決定した。

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考
収 入	保険料収入	3,381	3,390	3,418	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国庫補助	23	13	13	
	福祉医療機構国庫納付金等	168	151	748	
	雑収入等	12	10	10	
計		3,584	3,565	4,190	[2020年度(令和2年度)基礎係数]
支 出	保険給付費	1,857	1,928	1,918	被保険者数 58,954人(0.1%) ^{※1} 平均標準報酬月額 424,256円(0.6%) ^{※2}
	保険給付等業務経費	23	37	34	
	レセプト業務経費	1	2	2	
	保健事業経費	783	908	962	
	福祉事業経費	366	584	525	
	その他業務経費	6	10	10	
	一般管理費	312	775	728	
	雑支出等	9	8	9	
計		3,357	4,252	4,189	※1: 疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比
単年度収支差		227	▲ 688	1	
準備金残高		18,767	18,079	18,081	

船員保険の収支見込み(介護保険分)

		2018年度(平成30年度) (決算)	2019年度(令和1年度) (令和1年12月時点での見直し)	2020年度(令和2年度) (令和1年12月時点での見込み)	備考																						
収 入	保険料収入	3,058	3,015	3,272	介護保険料率:1.77%																						
	国庫補助等	42	38	-																							
	その他	-	-	-																							
計		3,100	3,053	3,272	[2020年度(令和2年度)基礎係数] 被保険者数 28,375人(▲2.5%) 平均標準報酬月額 483,718円(1.5%)																						
支 出	介護納付金	3,094	3,179	3,147	※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比																						
	雑支出	-	-	-																							
計		3,094	3,179	3,147																							
単年度収支差		7	▲ 125	124	(参考)介護保険料率の推移 (単位:%)																						
準備金残高		11	▲ 115	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2010 (平成22)</th> <th>2011 (平成23)</th> <th>2012 (平成24)</th> <th>2013 (平成25)</th> <th>2014 (平成26)</th> <th>2015 (平成27)</th> <th>2016 (平成28)</th> <th>2017 (平成29)</th> <th>2018 (平成30)</th> <th>2019 (令和1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.47</td> <td>1.62</td> <td>1.73</td> <td>1.63</td> <td>1.71</td> <td>1.67</td> <td>1.68</td> <td>1.59</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61
年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)																	
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61																	

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

- 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画について、PDCAサイクルを強化し、着実に実施する。
- データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

i) 特定健康診査等の推進

- 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。
- 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。
- 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

【KPI】

- 生活習慣病予防健診受診率を42%以上とする
- 船員手帳健康証明書データ取得率を29%以上とする
- 被扶養者の特定健診受診率を23%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

【KPI】

- 被保険者の特定保健指導実施率を20%以上とする
- 被扶養者の特定保健指導実施率を14%以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- 船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- 喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを本格実施するとともに、引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。
- 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。
- 健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第2期船員保険データヘルス計画の後期計画(2021～2023年)に反映させる。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S: 令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A: 計画を上回る成果を得ている

B: 計画を概ね達成している C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：B

○ 令和元年度のKPIの実績:

- i) 生活習慣病予防健診受診率 43.4%、船員手帳健康証明書データ取得率 25.5%、被扶養者特定健診受診率 25.1%
- ii) 被保険者の特定保健指導実施率 8.3%、被扶養者の特定保健指導実施率 17.7%

【自己評価の理由】

i) 特定健康診査等の推進

- 生活習慣病予防健診の個人負担無料化の周知、巡回健診を活用した利便性の向上等により被保険者の健診受診率の向上を図った。
- 健診実施機関の拡充に当たっては、協会けんぽの生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となっただくよう電話勧奨等を実施した。また、全国に医療機関を有する独立行政法人医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構等の本部に対し、委託契約の締結に向けた協力を依頼した。
- 国土交通省とも協力し、関係団体に対し、船員手帳の健康証明データを船員保険部に提出するよう要請した。
- 自治体との連携、協会けんぽの支部との連携、巡回健診の活用等により被扶養者の健診受診率の向上を図った。

※ 被保険者の生活習慣病予防健診受診者数 15,654人(対前年度比656人増)

船員手帳健康証明書データ取得数 9,203件(対前年度比65件増)

被扶養者の特定健診受診者数 5,321人(対前年度比120人減)

健診実施機関数 421機関(対前年度比56機関増)

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。また、初回面談の分割実施を効率的に実施するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、特定保健指導を当日に行うことにより実施者数の増加を図った。

※ 被保険者の特定保健指導実施者数 806人(対前年度比44人増)

被扶養者の特定保健指導実施者数 97人(対前年度比1人増)

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- 健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ」を刷新して、船舶所有者に送付した。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めた。
- **実効性のある対策としてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを本格実施した。**また、問診で「喫煙している」と回答した加入者に、喫煙習慣と歯周病の関係性に関するリーフレットを送付した。
- メタボリックシンドローム対策、糖尿病、高血圧等の生活習慣病予防、メンタルヘルス対策をテーマとした出前健康講座を開催し、高い満足度を得た。
- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し、高い満足度を得た。
- 3か所の港イベントに参加し、健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールした。
- 加入者の方や船舶所有者が船員保険に求める保健事業のニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施した。

※ 情報提供リーフレット送付者数 19,835人(うち医療機関への受診勧奨1,675人。2年3月末時点で14.5%の方が医療機関を受診)

オンライン禁煙プログラム参加者数 76人 ⇒ プログラムを終了した39人のうち30人が禁煙成功(禁煙成功率76.9%)

禁煙リーフレット送付者数 7,015人

出前健康講座を33回実施(参加者数1,253人)

船員養成機関13校で17回開催(参加学生数966人)

アンケート送付者数 加入者9,500人(被保険者6,000人、被扶養者3,500人)、船舶所有者4,361

- 以上、①KPIについては、3項目を達成したこと、②健診実施機関数の拡充を図ったこと、③巡回健診実施時に特定保健指導を当日に行うことにより実施者数の増加を図ったこと、④禁煙支援に関する取組についても着実に成果を上げていることから、自己評価を「B」とする。

KPIの状況

- ・被保険者の生活習慣病予防健診受診率42%以上 **43.4%**(対前年度比2.2ポイント増)
- ・船員手帳健康証明データ取得率29%以上 25.5%(対前年度比0.4ポイント増)
- ・被扶養者の特定健診受診率23%以上 **25.1%**(対前年度比0.1ポイント増)
- ・被保険者の特定保健指導実施率20%以上 8.3%(対前年度比0.1ポイント減)
- ・被扶養者の特定保健指導実施率14%以上 **17.7%**(対前年度比0.5ポイント減)

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

【事業計画の達成状況】

i) 特定健康審査等の推進

1) 受診券等の送付(事業報告書 P32)

- 年度初めに生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方にお送りした。
(元年度送付対象者:被保険者39,446人・その被扶養者20,862人、疾病任意継続被保険者2,803人・その被扶養者1,715人)

2) 生活習慣病予防健診の無料化等に関する周知(事業報告書 P32)

- 平成30年度から開始した生活習慣病予防健診の無料化等について、納入告知書や関係団体誌等を活用して周知を図った。

3) 健診実施機関等の拡充(事業報告書 P32～33)

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員手帳の船員健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診等実施機関の委託契約の締結を進めた。

【生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活習慣病予防健診実施機関	213	244	262	365	421
総合健診実施機関	106	128	134	198	226
特定保健指導実施機関	87	99	101	151	171

※件数は各年度末時点

4) 巡回健診を活用した利便性の向上(事業報告書 P33)

- 漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも実施した。

【巡回健診実施状況】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	352回	346回	338回	331回	339回
受診者数	8,656人	8,601人	8,531人	9,132人	9,147人

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

5) 健診未受診者への受診勧奨(事業報告書 P33)

○ 元年度の生活習慣病予防健診又は特定健康診査が未受診の加入者に対して、11月に受診勧奨を行った。(送付数:被保険者28,382人、被扶養者19,636人) また、被扶養者については、被保険者と比べて健診受診率が低いことから、1月に再度未受診者に対して案内を送付した。(送付数:被扶養者17,984人)

6) 船員手帳の健康証明書データの取得(事業報告書 P33)

○ 元年度においては、11月に3,263の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、その後、3月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行った。このほか、25の船舶所有者を個別訪問し船員手帳の健康証明書データの提供依頼を行い、69名分の健康証明書データの写しの提供を受けた。また、国土交通省に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明データを船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただいた。

7) その他(事業報告書 P34)

○ 被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにするとともに、協会けんぽ青森支部、大分支部、長崎支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう調整を行い、受診案内を送付した。

ii) 特定保健指導の実施率の向上(事業報告書 P34)

○ 健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。健診当日に健診結果が揃わない場合でも、腹囲等から特定保健指導の対象と見込める者に対する初回面談の分割実施を効率的に実施するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、特定保健指導の利用における利便性を向上させるため、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したICT面談による保健指導の利用案内を行った。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

【生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績(速報値)】(事業報告書 P35)

	平成29年度		平成30年度		元年度		平成30年度比較増減		
	[対象者] [受診者]	実施率	[対象者] [受診者]	実施率	[対象者] [受診者]	実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳	[対象者] 36,940人 [受診者] 13,954人	37.8%	[対象者] 36,418人 [受診者] 14,998人	41.2%	[対象者] 36,061人 [受診者] 15,654人	43.4%	656人	2.2%	
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳	[対象者] 36,940人 [受診者] 8,946人	24.2%	[対象者] 36,418人 [受診者] 9,138人	25.1%	[対象者] 36,061人 [受診者] 9,203人	25.5%	65人	0.4%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳	[対象者] 4,622人 [受診者] 2,110人	45.7%	[対象者] 4,692人 [受診者] 2,269人	48.4%	[対象者] 4,732人 [受診者] 2,393人	50.6%	124人	2.2%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳	[対象者] 22,628人 [受診者] 4,260人	18.8%	[対象者] 21,791人 [受診者] 5,441人	25.0%	[対象者] 21,201人 [受診者] 5,321人	25.1%	▲120人	0.1%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,049人 (4,011人)※2 [受診者] 1,011人	11.2% (25.2%)※2	[対象者] 9,039人 [受診者] 1,338人	14.8%	[対象者] 9,724人 [受診者] 1,636人	16.8%	298人	2.0%
	3か月後評価	629人	7.0% (15.7%)※2	762人	8.4%	806人	8.3%	44人	▲0.1%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 407人 [受診者] 80人	19.7%	[対象者] 527人 [受診者] 97人	18.4%	[対象者] 548人 [受診者] 132人	24.1%	35人	5.7%
	3か月後評価	82人	20.1%	96人	18.2%	97人	17.7%	1人	▲0.5%

※1) 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としている。

※2) ()内は、対象者数から、船員手帳健康証明書データ提供者を除いた人数及び実施率。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり(事業報告書 P35~36)

○ 元年度は「健康度カルテ」を刷新して、①重篤疾病リスク、②生活習慣病リスク、③生活習慣、④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、各船舶所有者単位で会社の健康度を判定することとし、その結果を715の船舶所有者に送付した。

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進

1) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の送付(事業報告書 P36~37)

○ 生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付した。

○ 元年度は、元年7月から2年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が元年度中のもの)の提供があった方、総数19,835人に、以下の5つの健康リスク(①すみやかに受診が必要、②継続して受診が必要、③特定保健指導が必要、④生活習慣の改善が必要、⑤健診結果に問題なし)に応じた情報提供リーフレットを配布した。

○ 医療機関への受診勧奨を行った1,675人のうち、2年3月末時点で14.5%にあたる243人について医療機関の受診が確認できた。

2) 禁煙支援に関する情報提供等(事業報告書 P38)

○ 元年度は、平成30年度試行的に実施したスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを本格実施した結果、76名の方がプログラムに参加し、2年5月末時点でプログラムを終了した方が39名、そのうち30名の方が禁煙に成功した。(禁煙成功率76.9%)

○ 元年度の外部委託費用約3.5百万円に対し、禁煙による年間の1人当たり医療費削減額を5万円※と仮定すると、年間で1.5百万の医療費抑制効果が得られたことになる。

○ 禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した7,015人に、禁煙習慣と歯周病の関係性に関するリーフレットを送付した。

※ 厚生労働省科学研究費補助金(第3次対がん総合戦略研究事業)分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究(平成18(2006)年4月)」を参考に仮定したもの。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

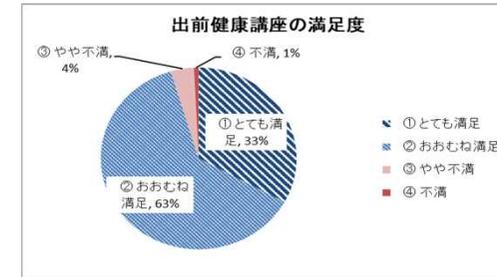
① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

3) 出前健康講座(事業報告書 P39)

○ 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座について、船員災害防止協会のご協力もいただき、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で33回実施し、合計1,253人の方に受講していただいた。講習のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者のご希望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、糖尿病、高血圧等の生活習慣病予防、メンタルヘルス対策とした。

【出前健康講座実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	11回	32回	26回	25回	32回	33回
参加人数	367人	1,526人	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人



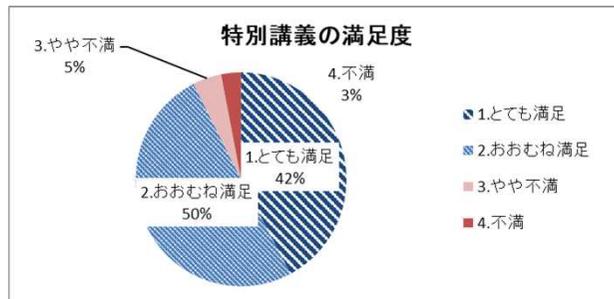
4) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

(事業報告書 P39~40)

○ 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を13校で計17回実施し、966名の学生に受講していただいた。

【特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①尾道海技大学校(広島)	令和元年6月19日	27人
②大島商船高等専門学校(山口県)	令和元年6月24日	80人
③尾道海技大学校(広島)	令和元年9月17日	35人
④東京海洋大学練習船(東京)	令和元年11月5日	59人
⑤小樽海上技術学校(北海道)	令和元年11月12日	30人
⑥口之津海上技術学校(長崎)	令和元年11月22日	81人
⑦波形海上技術短期大学校(愛媛)	令和元年11月27日	85人
⑧宮古海上技術短期大学校(岩手)	令和元年11月29日	43人
⑨唐津海上技術学校(佐賀)	令和元年12月6日	38人
⑩東京海洋大学(東京)	令和元年12月11日	51人
⑪海技大学校(兵庫)	令和元年12月11日	43人
⑫海技教育機構練習船	令和元年12月11日	85人
⑬館山海上技術学校(千葉)	令和元年12月12日	33人
⑭東海大学海洋学部(静岡)	令和2年1月23日	12人
⑮水産大学校練習船	令和2年2月7日	52人
⑯清水海上技術短期大学校1年生(静岡)	令和2年2月27日	110人
⑰清水海上技術短期大学校2年生(静岡)	令和2年2月27日	102人



全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

5) イベント(事業報告書 P41)

- 直接、船員保険加入者と接する機会を活用し、健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールすることにより、健診の受診率向上や禁煙対策等につなげることを目的として、各地で開催されている港イベント等へ協会けんぽ支部と共同で参加した。

【港イベントの参加】

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
第38回長崎さかな祭り	元年10月20日	血管年齢測定	427人	長崎支部
気仙沼産業まつり	元年10月27日	血管年齢測定	303人	-
小川港さばまつり	元年11月2日	血管年齢測定	355人	静岡支部

6) 「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート」の実施(事業報告書 P41～42、80～91)

- 加入者の方や船舶所有者が船員保険に求める保健事業のニーズや、生活習慣病予防健診の受診及び特定保健指導利用の阻害要因等を把握するため、アンケート調査を実施した。(全船舶所有者4,361と無作為に選んだ被保険者(15歳～74歳)6,000人、被扶養者(40歳～74歳)3,500人を対象に調査票をお送りし、郵送またはインターネットで回答していただいた。(有効回答率:船舶所有者52.7%、被保険者20.2%、被扶養者31.4%))

※アンケート結果の概要

- ・生活習慣病予防健診 ⇒ 船舶所有者、被保険者、被扶養者いずれも90%近くが「とても満足」または「おおむね満足」と回答
 ※「不満」または「やや不満」と回答した方の理由は、「健診機関が少ない」、「近くに健診機関がない」、「予約が面倒」、「健診内容が不十分である」が多かった
- ・特定健康診査 ⇒ 約8割の被扶養者が知っているという一方で、受診したことがあると回答した方は、5割弱
 ※未受診の理由は、「すでに医療機関にかかっているから」、「近くに健診機関がないから」という回答が多かった
- ・巡回健診 ⇒ 船舶所有者の認知度は7割を超えている一方で、未利用の方の割合は5割超
 ※未利用の理由は、「実施時期と船員の乗船スケジュールに合わない」という回答が最も多かった
- ・船員手帳の健康証明書について船員保険部から提供依頼を行っていることの認知度 ⇒ 船舶所有者の8割以上が知っている、約7割が提供したことがある、被保険者の4割が知っている、約2割が提供したことがあると回答
 ※未提供の理由は、船舶所有者では、「個人情報を提供することに不安があるから」、「船員の同意が得られないから」という回答が多く、被保険者では、「面倒だから」、「提供方法がわからないから」という回答が多かった
- ・特定保健指導を無料で受けられることの認知度 ⇒ 知っているとの回答は、船舶所有者で7割を超えている一方で、被保険者、被扶養者では5割未満だった

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 情報提供・広報の充実

事業計画

- 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：B

【自己評価の理由】

- 閲覧機会の多い紙媒体を主たる媒体として、特に、疾病任意継続被保険者の保険証発行にあたって、退職日が確認できる書類を添付していただくことで早期に保険証が発行できることや、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの募集案内について、重点的に周知、広報を行った。
- 船員保険制度の説明パンフレットを協会けんぽ支部の窓口や関係機関の窓口を設置するとともに、日本年金機構から毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- 船員保険の運営状況、決算状況等を記載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者に送付した。
- 業界紙2紙に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した。(9機関誌、延べ62件掲載)
- ホームページに疾病任意継続被保険者の保険証発行にあたっての手続きに関するお知らせや、オンラインによる禁煙プログラムの募集案内などの時宜を得た情報を掲載した。
- メールマガジンについては、船員保険部で使用する封筒等を活用した会員登録の案内を行った結果、会員数は平成31年3月末から14.4%増加し、2年3月末現在で757人となった。
- 船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を5か所で開催した。
- 以上、①加入者等の閲覧機会の多い紙媒体による情報提供の実施、②時宜を得た広報を着実に実施、③メールマガジンの会員数の10%以上の増加から、自己評価は「B」とする。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 情報提供・広報の充実

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P43～47)

- 新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等窓口に設置していただいた。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行った。
- 船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封した。
- 加入者の方や船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、元年度も8月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付した。
- 関係団体の皆様にご協力をいただき、9つの機関誌に延べ62件掲載していただいたほか、日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診無料化」「保養事業の推進」「出前健康講座」について広報を掲載した。

「船員保険のご案内」

- 《配布内訳》
- ・協会けんぽ支部 約2,100部
 - ・労働基準監督署 約5,500部
 - ・年金事務所 約3,100部
 - ・地方運輸局等 約8,600部
 - ・合計 約19,300部



「船員保険丸」
・年12回配布



「船員保険のしおり」
《配布枚数》
・約44,000枚



「船員保険通信」

- 《配布内訳》
- ・被保険者 約57,900部
 - ・船舶所有者 約4,300部
 - ・合計 約62,200部



- ホームページの元年度の総アクセス件数は914,700件(月平均で約76,200件)であり、船員保険制度の内容や利用方法を説明した「船員保険ガイド」が全体の約57%を占め、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が最多だった。
- メールマガジンは、毎月第3営業日を配信日として、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けした。登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載するなどした結果、元年度中に95人(平成31年3月末から14.4%増)の新規登録があり、会員数は2年3月末現在で757人となった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続する。

【KPI】

- ジェネリック医薬品使用割合を78.7%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:令和元年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：S

- 令和元年度のKPIの実績:ジェネリック使用割合 81.0%

【自己評価の理由】

- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。

- 軽減額通知を22,725人の方に送付した。

※切り替え率:約23%。単純推計による年間財政効果額:約93百万円(実施コスト:約6百万円)

- ジェネリック医薬品使用割合は2年3月診療分で81.0%となり、その時点では、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において示された目標を上回っている。

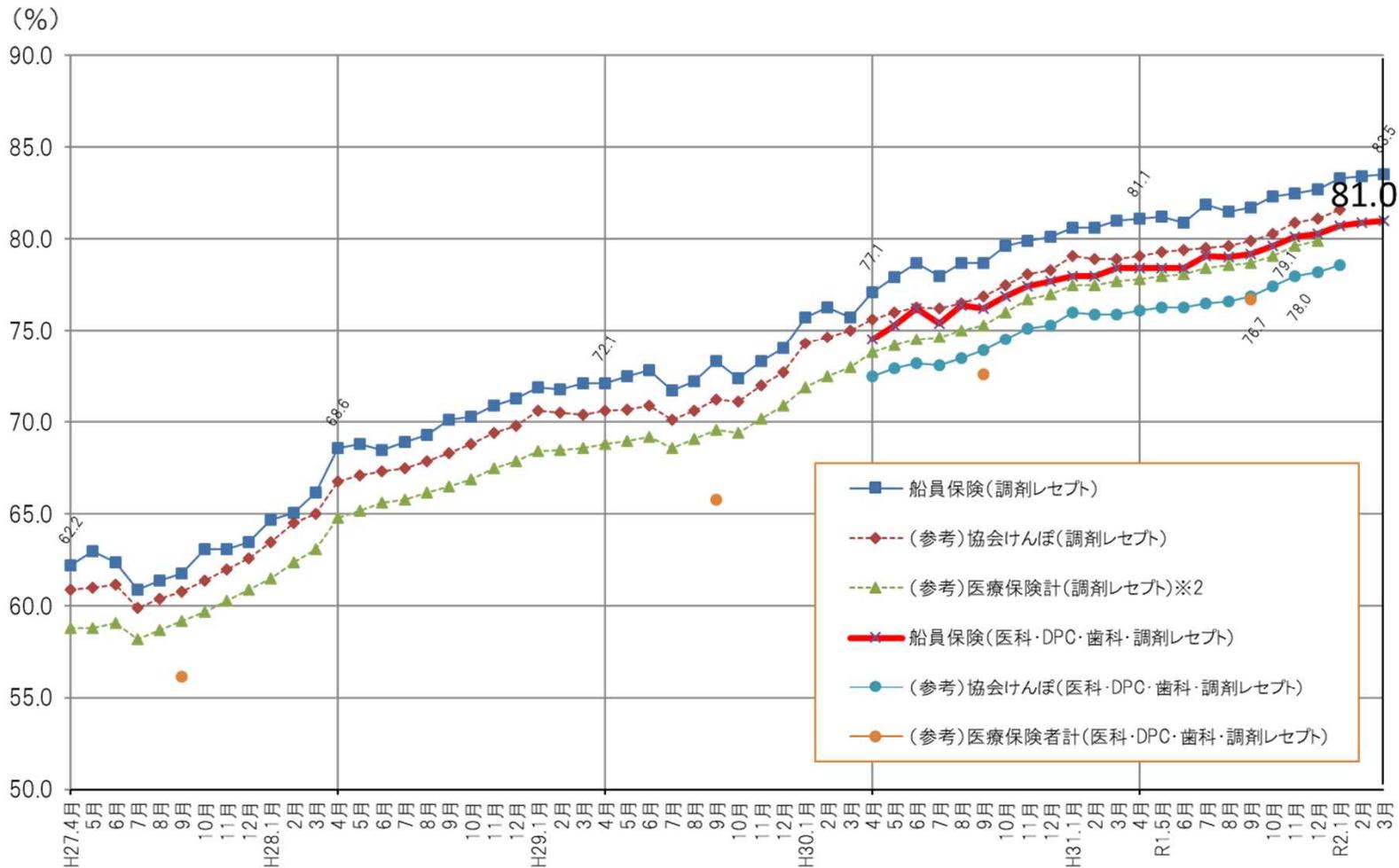
- 以上、KPIを大幅に上回る使用割合を達成したことから、自己評価は「S」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ ジェネリック医薬品の使用促進



※1. 船員保険の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの。

※2. 「新指標」とは、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※3. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べ。

※4. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

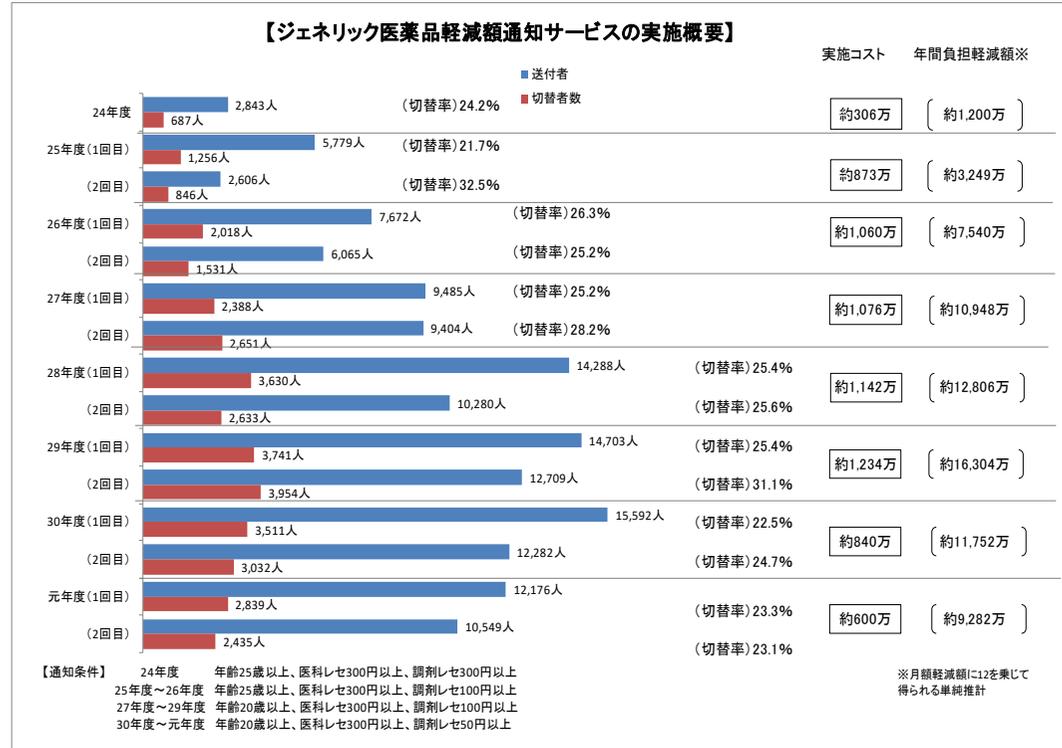
(2) 戦略的保険者機能関係

③ ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画の達成状況】

i) ジェネリック医薬品軽減額通知(事業報告書 P48～49)

- 元年度の通知条件は、医科レセプト300円以上、調剤レセプト50円以上とし、1回目のお知らせとして元年8月に12,176人に、2回目のお知らせとして2年3月に10,549人に、それぞれ送付した。
- 元年9月時点では1回目通知を送付した方のうち23.3%に当たる2,839人の方が、また、2年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、23.1%に当たる2,435人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると、年間約93百万円の財政効果が得られたことになる。



ii) シールの作成・配布(事業報告書 P49)

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約73,000枚を配布するなどの取組を行った。また、船員保険の活動内容を広く発信する取組の一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールを配布した。